

労働安全衛生法に基づく

新たな化学物質管理説明会を開催しました

12月12日、くにびきメッセで島根労働基準協会主催の「労働安全衛生法に基づく新たな化学物質管理説明会」を開催しました。当日は県内各地から定員一杯の61名が参加され、関心の高さが伺われました。島根労働局労働基準部健康安全課主任地方産業安全専門官土江秀昭氏より今後施行される改正労働安全衛生規則等による自律的な化学物質管理について詳しく御説明いただきました。説明後は、質疑応答が行われ、事業場の業種に応じた管理方法などの質問がありました。



厚生労働省では労働安全衛生規則などを改正し、有機則、特化則などの特別規制の対象外となっている有害な化学物質を主な対象とした自律的なばく露防止措置を実施するための制度を導入することとなりました。そのため、島根労働基準協会では会員事業場等において新たな化学物質管理制度に対応していただくため、島根労働局担当官による説明会を開催することいたしました。

- 日 時 令和4年12月12日（月）14時～16時
- 場 所 くにびきメッセ601会議室（松江市学園南1丁目2-1）
- 定 員 60名
- 参加料 無料（なお、資料代1,000円が必要です）
- 申込方法 島根労働基準協会ホームページから申し込みください



なお、当日有料配布した資料に若干残りがありますので、ご希望の方は島根労働基準協会までご連絡ください。（テキスト込み1000円です。送料別）